

議会受付番号	鎌議第1437号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	こどもみらい部 こどもみらい課

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

こどもみらい部の使命と子育て支援

2 質問の要旨

子育て支援において所得制限を設けている制度を示せ。又、所得制限を設けていない制度を示せ。其々の制限を設けた理由、設けていない理由を明らかにせよ。

そもそも子育て支援の意義目的は何か。

こどもみらい部の使命を示せ。同部の長年の政策課題は何か。

こどもみらい部の今年度の政策課題と目標は何か。

少子化対策については鎌倉市としても重大な課題と受け止めているか。

どのようにして、少子化を食い止め、この少子化問題に臨むのか。

青少年課の意義・使命・目的は何か。現在、青少年課の配置人員の根拠は何か。

3 答弁

【所得制限について】

別紙1のとおり

【子育て支援の意義・目的】

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことである。」としています。

こどもみらい部としましても、次代を担う子どもたちの健やかな育ちと、すべての家庭が安心して子育てが出来る環境を実現するためには、保護者、地域の方、子

育て支援に関わる方、行政が一体となり、子育て支援を社会全体で推し進めていくことが出来る社会の構築を行っていくことが、子育て支援の最終的な目的と考えています。

【こどもみらい部の使命】

本市では、「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念として、子育て支援を推進しております。また、子ども・子育て支援法では、市町村の責務の一つとして「子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。」と示されています。

こどもみらい部としましても、子育て支援の基本理念を引き続き目指し、また、法に掲げられた責務に則り、さらに、地域の特性に合わせて策定をいたしました、子ども・子育て支援事業計画である「鎌倉市子ども子育てきらきらプラン かまくらっ子をみんなで育てよう」を着実に推進していくことが使命と考えています。

【こどもみらい部の長年の政策課題】

現在のこどもみらい部の前身であります、こども局推進担当が平成 14 年度に設置された時点では、「元気な子どものいる街」を目指すため、その基礎である子育てのしやすい環境の整備が求められていました。

現状においては、平成 27 年 3 月に策定をいたしました「鎌倉市子ども子育てきらきらプラン かまくらっ子をみんなで育てよう」の計画策定時において実施しました、0 歳児から 5 歳児を持つ世帯へのニーズ調査、次世代育成きらきらプラン後期計画の評価、鎌倉市子ども・子育て会議でのご意見などから、「子育ての不安感や負担を解消する取組」、「社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭への支援」、「子どもの権利が尊重され、安全・安心に暮らせるための環境整備」、「子どもが学びや体験を通じ豊かな人間性を形成するための支援」、「ワーク・ライフ・バランスの実現」などについて、今後取り組むべき課題であるとされています。これらの内容について、引き続き解決に向けて取り組んでいくべきものであると考えています。

【こどもみらい部の今年度の政策課題と目標】

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、本市におきましても、新しい制度の下で、子育て支援施策を総合的かつ計画的に行っていくため、平成 27 年度からの 5 年間を計画期間とする「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう～」を策定しました。

その中で、重点取組として「鎌倉の特性に合わせた子育ての推進」、「親子の居場所の整備」としてしています。これらの取り組みとともに待機児童対策の着実な推進を

行うことを目標としています。

【少子化対策について】

「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう～」に掲載の人口推計では、年少人口は平成 27 年度以降減少していく傾向がみられ、特に 0 歳児から 5 歳児の児童数が減少する見込みであるため、少子化対策については本市にとって重要な課題と認識しています。

こどもみらい部としましても、少子化対策として、新しい制度の下で、子育て支援施策を総合的かつ計画的に行い、子育てのしやすい環境の整備を進め、少子化対策に臨んでいきたいと考えています。

【青少年課の意義・使命・目的は何か。現在、青少年課の配置人員の根拠は何か】

鎌倉市の青少年の育成・支援において、第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画に掲げられた目標とすべきまちの姿の実現に向けた取り組みを進め、地域の担い手となる青少年を育成することが青少年課の意義・使命・目的であると考えております。

また、子育てを支援する環境づくりの推進として、子どもに健全な遊び場を与え、心身の健やかな育成を図ってまいります。

さらに、青少年課の配置人員は、現状を基本としながら事業計画、業務量、職場の状況等を踏まえ、行革推進課において、毎年度適正な職員数を決定していると認識しております。

別紙1

子育て支援事業における所得制限状況調査

課名 こどもみらい課

No.	事業名	内容	所得制限の有無	所得制限有無の理由
1	私立幼稚園等就園奨励費等補助金	私立幼稚園等に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、及びその就園を奨励するため、園児の保護者に対し私立幼稚園等就園奨励費補助金を交付するものです。	無	国庫補助対象は所得制限を設けているが、市単独補助で所得制限なく補助金を交付しているため。

子育て支援事業における所得制限状況調査

課名 保育課

No.	事業名	内容	所得制限の有無	所得制限有無の理由
1	保育所等利用調整事務	保育所や認定こども園等への利用決定	無	保育の必要性の有無により利用を決定していることから、所得制限がなじまないため。なお、保育料は所得に応じて定める応能負担を採用している。
2	公立保育園における時間外保育実施業務	公立保育園における時間外保育の利用決定	無	時間外保育の必要性の有無により利用を決定していることから、所得制限がなじまないため。なお、所得の多寡にかかわらず、30分200円の時間外保育料がかかるが、支払い能力を考慮して非課税世帯については減免している。
3	公立保育園における一時預かり保育実施業務	公立保育園における一時預かり保育の利用決定	無	一時預かり保育の必要性の有無により利用を決定していることから、所得制限がなじまないため。なお、所得の多寡にかかわらず、1時間400円の一時預かり保育料がかかるが、支払い能力を考慮して生活保護世帯については減免している。
4	病後児保育事業	病後児保育事業の利用決定	無	病後児保育の必要性の有無により利用を決定していることから、所得制限がなじまないため。なお、所得の多寡にかかわらず、日額2,500円の病後児保育料がかかるが、支払い能力を考慮して生活保護世帯については減免している。
5	主食提供事業	公立保育所における3歳以上児に対する主食提供	無	3歳以上児の給食は、従前からの保育所運営費の考え方から、主食提供に関する実費徴収を行うものとされていることから所得制限がなじまないため。

子育て支援事業における所得制限状況調査

課名 こども相談課

No.	事業名	内容	所得制限の有無	所得制限有無の理由
1	児童手当支給事業	中学校修了前(15歳)までの子どもを養育する親等に児童手当を支給する。	有	児童手当法で規定されているため。ただし、当分の間、所得制限により児童手当が支給されない場合であっても、特例給付として支給対象児童一人につき月額5,000円が支給されている。
2	児童扶養手当支給事業	高校修了前(18歳)までの子どもを養育する、ひとり親家庭等の父母等に児童扶養手当を支給する。	有	児童扶養手当法で規定されているため。
3	特別児童扶養手当支給事業	20歳までの精神、知的又は身体障害等の状態にある子どもを養育する親等に特別児童扶養手当を支給する。	有	特別児童扶養手当法で規定されているため。
4	助産施設等への入所事業	妊産婦が経済的理由により入院助産を受けられない場合に助産施設での助産を実施する。 DV等から避難している状態にある母子に対し、生活面や精神面での援助を行うため、母子生活支援施設への入所を行う。	無	児童福祉法に基づく事業であり、母体または母子の安全を確保するセーフティーネットであることから、所得による制限を設けることがそぐわないため。ただし、世帯の経済状況により利用者負担が設けられている。
5	母子、寡婦及び父子福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母等へ福祉資金(就学、転居等)の貸付けを行う。	無	相談者一人一人が置かれている状況には個別性があり、貸付の必要性や返済能力が異なることから、一律の制限を設けることが制度にそぐわないため。
6	ひとり親家庭等家賃助成事業	ひとり親家庭の父母等が民間の賃貸住宅(家賃8万円以下)に住んでいる場合、家賃の一部を助成する。(月額最大8千円)	有	鎌倉市営住宅条例の規定に準拠し、最低居住水準の住宅を自力で確保することが困難な収入に該当する者を助成対象としているため。

7	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の父母等が疾病や冠婚葬祭等により一時的に家事や育児の日常生活が困難な場合に家庭生活支援員を派遣する。	無	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業であり、子どもへ適切な養育を提供するセーフティーネットである点から、所得による制限を設けることがすぐわないため。ただし、世帯の経済状況により利用者負担が設けられている。
8	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の父母が、安定した職に就くために必要な技能や資格を取得する際に、受講料の20%(最大10万円)を給付する。	有	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、児童扶養手当の所得制限に準拠しているため。
9	ひとり親家庭自立支援高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭の父母が、生活の安定に繋がるような資格を取得する際に、専門学校等の受講期間において、生活の負担を軽減するために、高等職業訓練促進給付金(月額10万円を上限)等を支給する。	有	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、児童扶養手当の所得制限に準拠しているため。
10	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金支給事業	ひとり親家庭等の児童が大学に進学する際に、その児童を養育する親等へ大学進学支度金(6万円)を支給する。	有	財源となっている社会福祉基金は、経済的に裕福でない学生のために使用して欲しいという遺志を受けた寄附金で設置されたため、所得の制限を設けている。基準は児童手当の所得制限(高所得世帯は対象外)を採用している。
11	遺児卒業祝金贈呈事業	遺児が中学校を卒業する際に、その児童を養育する親等へ卒業祝金(3万円)を贈呈する。	無	篤志家の寄附により基金運営している制度で、篤志家の御意向により、所得による制限を設けることがすぐわないため。
12	子育て短期支援事業	保護者の入院等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で養育・保護する。(最大1週間)	無	児童福祉法に基づく事業であり、子どもの安全を確保するセーフティーネットである点から、所得による制限を設けることがすぐわないため。ただし、世帯の経済状況により利用者負担が設けられている。
13	在宅子育て家庭支援事業利用料助成事業	妊娠中や在宅で子育てをしている家庭が、ファミリーサポートセンターや子育て支援事業者の育児及び家事支援を受けた際に、利用料の一部を助成する。	無	所得制限の導入について検討中。

子育て支援事業における所得制限状況調査

課名 青少年課

No.	事業名	内容	所得制限の有無	所得制限有無の理由
1	子どもの家管理運営事業	保護者が就労している児童に対し、家庭的な支援等を行う	無	利用者のニーズに応じて実施している事業であり、所得制限を設けることについては事業の主旨になじまないため。
2	子ども会館管理運営事業	子どもに健全な遊び場を提供し、心身の健やかな育成を図る	無	乳幼児から中学生を対象に実施している事業のため。